

Wismettac グループ 取引倫理規範

公正且つ適正なお取引と事業活動を行うために

Wismettac グループ（以下、会社）の役員及び従業員は、公正且つ適正なビジネスパートナーとのお取引、そして事業活動を行うため、以下の取引倫理規範に基づいて、関係法令、国際条約、社会規範、およびグループ内の各種規程を遵守し、高い倫理観をもって誠実に行動します。

ビジネスパートナーには、仕入先、役務提供者（個人・会社）、研究開発機関、販売先等が含まれますが、これらに限定されるものではありません。

I. 取引倫理規範

1. 人権保護

- (1) 各国・地域の文化・慣習・言語を尊重し、国際社会や地域社会との調和を心がけます。
- (2) 児童労働、強制労働など人権侵害行為は行いません。また、ビジネスパートナー等と協働し、人権侵害に加担することがないように努めると共に、そのような行為を行う企業・団体との取引は行いません。
- (3) 如何なるハラスメントや差別行為、また相手にとって迷惑な行為を行いません。

2. 法令、国際条約、社内規程の遵守

- (1) 取扱商品・サービスに係る関係法令を遵守します。
- (2) 貿易に関する各種条約、各国諸法令等を理解・遵守の上、取引を行います。
- (3) 下請事業者の利益を不当に害する行為は行いません。

3. 営業・販売方針

- (1) 常に倫理観をもってビジネスパートナーと接し、誠実な営業活動を行います。
- (2) 会社の正当な利益に反して、自己や第三者の利益をもたらすような行為、また会社の信用、名誉を毀損するような行為など、会社に損害を与える行為を行いません。
- (3) 同様に、ビジネスパートナーに対して信用、名誉を棄損するような行為など、ビジネスパートナーに損害を与える行為を行いません。
- (4) 消費者も含めたお客様のニーズや嗜好を理解し、マーケットに求められる商品、サービスの提供に努めます。
- (5) ビジネスパートナーとの相互利益を心がけた営業活動を推進します。

4. 不正行為禁止

- (1) 会社資産の不当な利用を含めて、不正行為の未然防止に努めます。
- (2) 利益相反行為を行いません。また、その恐れがあると認められる場合は、ガバナンス管轄部署に報告・相談して適切な対応を行います。

5. 腐敗行為の防止

- (1) 国内・海外を問わず、公務員又はこれに準じる立場の者への不正な接待・金品の贈

答・便益の供与その他経済的な利益の供与は行いません。

- (2) 会社の公式行事等を除き、ビジネスパートナーへの金品の贈答、接待は行いません。同様に、ビジネスパートナーからの金品の贈答や接待もお受けしません。

6. 情報、知財の取扱い

- (1) ビジネスパートナーに関する情報や個人情報、会社の知的財産などの機密情報について、適切な管理、漏洩防止に努めます。
- (2) 情報や知財に関する各国・地域の法令を遵守します。
- (3) 知的財産権の重要性を認識し、会社の知的財産の適切な運用と保全に努めるとともに、第三者の知的財産につきましては、それらの不当な侵害・使用をしません。

II. 違反事例への対応

7. 違反事例等への対応方針

- (1) 本規範の違反事例や不正行為またはその恐れを察知した役員或いは従業員（以下、通報者）は内部通報規程に基づいて、実名或いは匿名により、直属上長や管理職に報告・相談を、また社内外の窓口を利用して、電話、専用 Web ページ、電子メールにより通報を行います。
- (2) 違反事例が発覚、或いは前項の通報を受けた場合は、会社は事実関係を調査します。
- (3) 通報者から報告・相談を受けた上長、ガバナンス管轄部署は、通報者の氏名等を本人の了解なく開示せず、通報者が不利益を被ることのないよう保護します。
- (4) 調査結果により違反行為が確認された場合は、会社は違反者を就業規則等に従って厳正に処分すると共に、再発防止策を講じます。

8. 個人の責任と報復禁止

- (1) 役員及び従業員の一人ひとりが、違反事例や不正行為の事実を認識した場合はもちろんのこと、その恐れを察知した段階であっても、誠実に報告を行う義務があることを確認します。
- (2) 会社が調査を行う際には、役員及び従業員一人ひとりが誠意をもって協力します。
- (3) 通報者や社内調査への協力者に対する報復行為の禁止を徹底します。

ビジネスパートナーの皆様へ

Wismettac グループの役員及び従業員一同、上掲の倫理規範を理解し遵守してまいります。これらを実践するためには、お取引をいただいている皆様のご理解とご協力も不可欠でございます。何卒ご理解・ご協力を賜りますよう宜しくお願いいたします。